東京都待機児童対策協議会設置要綱

平成30年6月8日 30福保子保第959号 改正 令和2年8月28日 2福保子保第2302号

第1目的

子ども・子育て支援法附則第14条第4項に基づき、待機児童解消を促進するための方策として、小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関する施策であって、区市町村の区域を越えた広域的な見地から調整が必要なもの又は特に専門性が高いものについて、区市町村の取組の支援をより実効的なものとするため、東京都待機児童対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

第2 協議事項

前項の目的を達成するために必要な協議事項は、協議会が別に定める。

第3 協議会の組織・構成等

- 1 協議会は、座長及び構成員をもって組織し、次に掲げる職にある者をこれに充てる。
 - (1)座長

東京都福祉保健局少子社会対策部長

(2) 構成員

協議会に参加する区市町村保育主管部長

- 2 協議会において、必要がある時には、東京都及び参加する区市町村実務 担当者で構成する部会を置くことができる。
- 3 協議会において、必要がある時には、学識経験者や保育事業者等の臨時 委員を置くことができる。

第4 招集等

- 1 協議会は、座長が招集する。
- 2 座長は、必要に応じて協議会に構成員以外の者の出席を求め、又は他の 方法で意見を聴くことができる。

第5 庶務

協議会の庶務は、東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課において行う。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成30年6月8日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和2年8月28日から施行する。